身体拘束等適正化のための指針

2024 年 12 月 1 日 社会福祉法人 奉優会 優っくりグループホーム杉並沓掛

1. 目的

この指針は、身体拘束が入居者又は利用者(以下「利用者等」という。)の生活の自由を制限することであり、利用者等の尊厳ある生活を阻むものであることに鑑み、利用者等の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体的拘束しないケアの実施に努めることにより、利用者等へのサービスの向上を図ることを目的とする。

2. 対象事業

この指針は当法人事業所を対象とする。

3. 身体的拘束禁止の規定

- (1)介護保険指定基準の通り、サービスの提供にあたっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者等の行動を制限する行為を禁止する。
- (2)利用者等の個々の心身の状況などを勘案し、疾病・障害を理解した上で、身体拘束を 行わないケアの提供をすることが原則であるが、以下の三要件のすべてを満たす状態にあ る場合は、必要最小限の身体拘束を行うことができる。
 - ①切迫性 : 利用者等本人又は他の利用者等の生命又は身体が危機にさらされる可能性 が著しく高いこと。
 - ②非代替性:身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
 - ③一時性 :身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

4. 身体拘束適正化に向けての基本方針

身体拘束を適正化するための基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 身体拘束の原則禁止 原則として身体拘束及びそのほかの行動制限を禁止する。
- (2) やむを得ず身体拘束を行う場合 本人又は他の利用者等の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束廃止委員会を中心に十分な検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束しないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の三要件の全てを満たした場合のみ、本人及び家族への説明と同

意を得て行う。また、身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行い、 できるだけ早期に拘束を解除すべく努力する。

(3) 日常ケアにおける留意事項

身体的拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組む。

- ① 利用者等の主体の行動・尊厳ある生活に努める。
- ② 言葉や応対等で、利用者等の精神的な自由を妨げないよう努める。
- ③ 利用者等の想いをくみ取り、利用者等の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をする。
- ④ 利用者等の安全を確保する観点から、利用者等の自由(身体的・精神的)を安易に 妨げるような行為は行なわない。
- ⑤ 万が一やむを得ず安全確保を優先する場合は、弟 5 条の「身体拘束適正化委員会」において検討をする。
- ⑥ 安易に「やむを得ない」と考えて拘束に準ずる行為を行っていないかを常に振り返りながら、利用者等に主体的な生活をしていただけるように努める。
- 5. 身体拘束適正化委員会その他事業所内の組織に関する事項 身体拘束等適正化に取り組むにあたって、事業所会議内に設置するものとする。
 - (1) 身体拘束適正化委員会
 - ① 設置の目的
 - ・身体拘束等に関するマニュアル等の見直し
 - ・身体拘束廃止に向けて現状把握及び改善策についての検討
 - ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続
 - ・身体拘束を実施した場合の解除の検討
 - ・身体拘束廃止に関する職員全体への指導
 - ② 委員会の構成
 - ア 管理者
 - イ 計画作成担当者
 - ウ介護職員
 - エ 看護職員(訪問看護ステーションとの連携)
 - ③3ヶ月に1回以上定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図る。
- 6. 身体拘束禁止の対象となる具体的な行為
- 介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為。
- ① 徘徊しないよう、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないよう、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。

- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- ④ 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y 字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テー ブルをつける。
- ⑤ 立ち上がる能力のある人の、立ち上がりを防げるような椅子を使用する。
- ⑥ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- (7) 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑧ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑨ 自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。

7. やむを得ず身体拘束を行う場合の対応方法に関しての基本方針

本人又は他の利用者等の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施する。

- ① カンファレンスの実施 緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束適正化委員会を中心に、拘束による利用者等の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に、切迫性・非代替性・一 時性の三要件のすべてを満たしているかどうかについて検討、確認する。 要件を検討、確認した上で、身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の態様及び目的、身体拘束を行う時間、時間帯、期間等について検討し、本人及び家族に対する説明書を作成する。 また、拘束の解除に向けた取り組み、改善策の検討を早急に行い、その実施に努める。
- ② 利用者等本人や家族に対しての説明、身体拘束の態様及び目的、身体拘束を行う時間、時間帯、期間等とともに改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。また、身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者及び家族等に現在行っている拘束等の内容と方向性、利用者等の状態などを確認及び説明し、同意を得たうえで延長を実施する。
- ③ 記録と再検討に関して、法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、専用の様式を用いてその様子、心身の状況及びやむを得なかった理由などを記録する。また、身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討し、その記録は 2 年間保存するとともに、行政による指導監査が行われる際に提示できるようにする。
- ④ 拘束の解除 ③の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除し、併せて契約者及び家族に報告する。
- 8. 身体拘束等適正化のための職員教育及び研修に関する基本方針介護に携わる全ての職員に対して、身体拘束等適正化と人権を尊重したケアの励行図るため、職員への教育、研修を定期的かつ計画的に行う。
- ① 定期的な教育・研修(年2回以上)
- ② 新任者に対する身体拘束等適正化のための研修の実施

③ その他の必要な教育・研修の実施

- 9. 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針 業務上又は職務上関係のある団体及び者については、身体拘束等を含む虐待の早期発見及び行政施策への協力の努力義務、虐待発見者の通報義務が規定されている。発見者は市町
- び行政施策への協力の努力義務、虐待発見者の通報義務が規定されている。発見者は市町 村等の高齢者虐待対応窓口の通報し、緊急性の判断、事実確認に協力する。また虐待の事実 があった場合、その後の対応について協力する。
- 10. 利用者等に対するこの指針の閲覧に関する基本方針 この指針は求めに応じていつでも施設内にて閲覧できるように公表し、いつでも利用者及 び家族が自由に閲覧できるようにする。
- 11. その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針 本指針 ・マニュアルに定める研修の他、積極的 ・継続的な研修参加により、利用者の権利 擁護とサービスの質向上に努めるものとする。